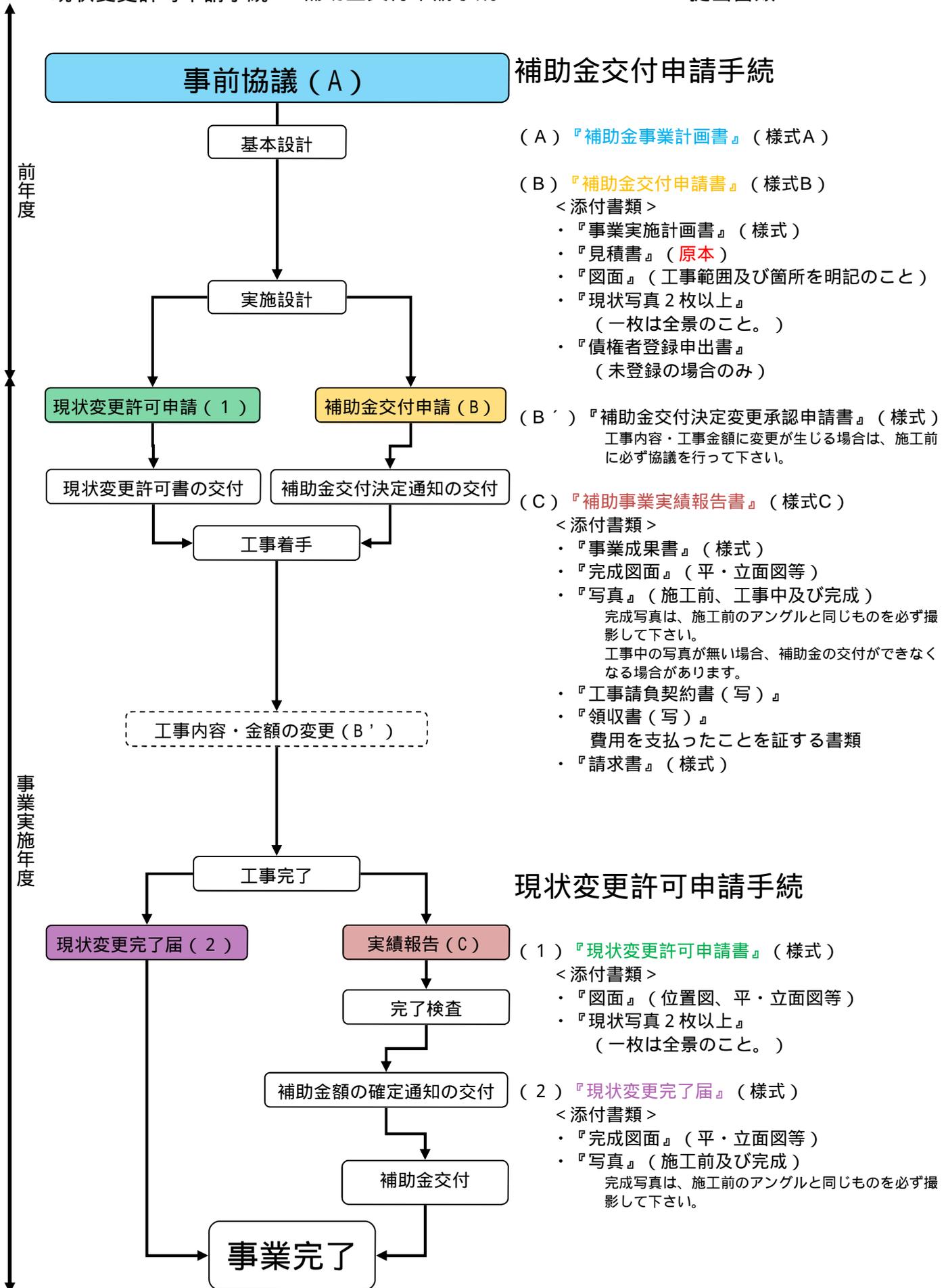


# 伝建地区内での修理・修景事業の流れについて

現状変更許可申請手続

補助金交付申請手続

提出書類



## 事前協議 (A)

## 補助金交付申請手続

基本設計

(A) 『補助金事業計画書』 (様式A)

実施設計

(B) 『補助金交付申請書』 (様式B)

<添付書類>

- ・ 『事業実施計画書』 (様式)
- ・ 『見積書』 (原本)
- ・ 『図面』 (工事範囲及び箇所を明記のこと)
- ・ 『現状写真2枚以上』 (一枚は全景のこと。)
- ・ 『債権者登録申出書』 (未登録の場合のみ)

現状変更許可申請 (1)

補助金交付申請 (B)

(B') 『補助金交付決定変更承認申請書』 (様式)  
工事内容・工事金額に変更が生じる場合は、施工前に必ず協議を行って下さい。

現状変更許可書の交付

補助金交付決定通知の交付

(C) 『補助事業実績報告書』 (様式C)

<添付書類>

- ・ 『事業成果書』 (様式)
- ・ 『完成図面』 (平・立面図等)
- ・ 『写真』 (施工前、工事中及び完成)  
完成写真は、施工前のアングルと同じものを必ず撮影して下さい。  
工事中の写真が無い場合、補助金の交付ができなくなる場合があります。
- ・ 『工事請負契約書 (写)』
- ・ 『領収書 (写)』  
費用を支払ったことを証する書類
- ・ 『請求書』 (様式)

工事着手

工事内容・金額の変更 (B')

工事完了

## 現状変更許可申請手続

現状変更完了届 (2)

実績報告 (C)

(1) 『現状変更許可申請書』 (様式)

<添付書類>

- ・ 『図面』 (位置図、平・立面図等)
- ・ 『現状写真2枚以上』 (一枚は全景のこと。)

完了検査

補助金額の確定通知の交付

(2) 『現状変更完了届』 (様式)

<添付書類>

- ・ 『完成図面』 (平・立面図等)
- ・ 『写真』 (施工前及び完成)  
完成写真は、施工前のアングルと同じものを必ず撮影して下さい。

補助金交付

事業完了